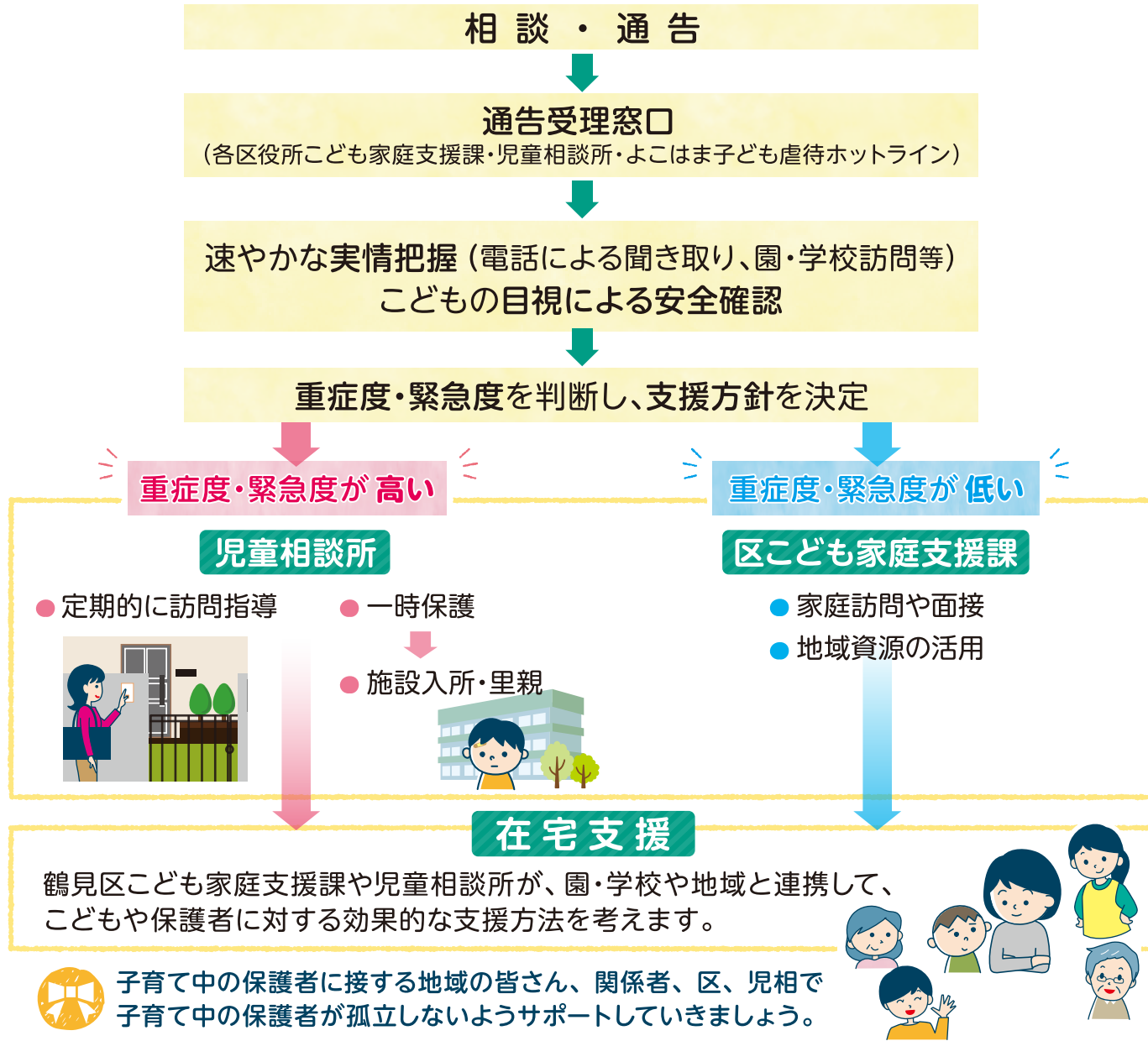


相談・通告した後はどうなるの??



《根拠法令》 児童虐待の防止等に関する法律

虐待の早期発見 (第5条)
学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

児童虐待に係る通告義務 (第6条第1項)
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

通告義務は守秘義務に優先 (第6条第3項)
刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

発行：鶴見区子ども家庭支援課 令和3年11月発行
住所：横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
電話：045-510-1840 FAX: 045-510-1887

横浜市子ども虐待防止キャラクター「キャッピー」

見逃さないで

たすけてサイン

～児童虐待早期発見・防止のために～

こどもへの虐待ってどんなこと?

虐待の判断は保護者の意図とは無関係です。こどもがどう感じ、どう傷つくか、こどもにとって有害かどうかで判断する視点が必要です。

体罰の禁止 (児童虐待の防止等に関する法律 第14条)
親権者等はしつけを理由にこどもに体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

児童虐待の4つの種類

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩く
- 熱湯をかける
- 戸外に締め出す
- 激しく揺さぶる
- 首を絞める
- タバコの火を押し付ける

心理的虐待

- 言葉での脅し
- 無視
- 拒否的態度
- こどもの面前での激しい夫婦喧嘩
- 配偶者間の暴力・暴言
- きょうだい間の著しい差別

ネグレクト

- こどもに無関心
- 不衛生な環境で生活する
- こどもだけで長時間放置する
- 病気になっても病院に連れて行かない → 必要な医療を受けさせない
- こどもの意思に反して学校等に通わせない
- 食事を与えない

性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体とする

● こどもにとって有害な行為や発言はすべて虐待とみなされます ● ※一例です

どうして虐待してしまうの？

虐待が起こる原因は一つではありません。様々な要因が重なった時、家族が不安定になり、こどもへの虐待が引き起こされます。子育ての不安から始まることもよくあります。いろいろなストレスがきっかけになって虐待に至ってしまう……それは決して特別な事ではありません。

家庭

保護者

- 予期しない妊娠・出産
- 配偶者等からの暴力を受けたストレス
- 育児不安、育児負担
- 親自身の虐待された経験
- アルコールなどへの依存
- 精神的に不安定、体調による養育力の低下
- 偏った育児方針・信念

- 生活のストレス
- 経済的な不安
- 配偶者間不和
- 親族からの孤立
- 援助者の不在
- 社会的孤立

こども

- 育てにくさ(病気、障害、発達など)

虐待をしてしまう保護者には複合的な背景が存在しています。虐待者は加害者であり被害者でもあると言えます。こどもの虐待の発見は、**虐待者の SOS** をキャッチして支援を開始するきっかけと捉えることができます。

■虐待の背景には**保護者の孤立**があります。

地域のみなさんへ

周りのちょっとした会話や笑顔、気づかいが保護者の気持ちを軽くしたりほっとさせたりすることがあります。**保護者への温かい見守り**がこどもを虐待から守ることになります。



地域のみなさんの役割

横浜市こどもを虐待から守る条例(第5条)があります。

- 子育てに係わる保護者の負担を理解します
- こどもや保護者を地域で見守り声かけを行い、孤立することのないよう努めます
- それでも心配だったら各区こども家庭支援課または児童相談所に相談します

たすけてサインに気づいたら知らせてください

匿名でもかまいません

- ◆ 通告することは守秘義務違反には該当しません!
- ◆ すべての国民に**通告**が義務付けられています。

たすけてサインってどんなこと？

こどもからのサイン

- 原因がはっきりしないけが・あざがある
- 服装、顔、髪の毛や手足が不衛生
- 怒鳴り声や泣き声が頻繁に聞こえる
- 夜間徘徊している
- 家に放置されている
- いつもおなかをすかせている
- 食べ物への執着が強い
- 家に帰りたがらない

保護者からのサイン

- 叩く、殴る、どなる
- 養育態度が過度に厳しい
- こどもを家に放置している
- 常に酒気を帯びている
- 親族近隣地域から孤立している
- こどもに無関心
- こどもに拒否的
- こどもの前で配偶者等に暴言暴力

相談・通告

連絡先

鶴見区こども家庭支援課

045-510-1840

横浜中央児童相談所

045-260-6510

よこはま子ども虐待ホットライン

24時間365日受付

0120-805-240

児童虐待対応ダイヤル
フリーダイヤル

189

かながわ子ども家庭110番
相談 LINE



連絡、情報提供のポイント

- こどもの氏名や年齢、住所と家族構成
 - 氏名 性別 年齢
 - 住所、建物の名前など
*住所が不明な場合は「〇〇マンションの3階」など可能な限り特定できる情報を提供
 - 家族構成
 - 虐待が他のきょうだい児にも向いていないか
- 虐待の具体的な内容と程度、頻度や時期
 - どのような虐待をうけているか
 - 具体的な時期や時間帯
 - 誰からの虐待か、こどもを守る協力者はいるか
 - 通告する時点で虐待を受けている最中か
 - こどもの傷・あざ・けががある場合はその程度
- 調査・支援の糸口となる情報
 - そのこどもやきょうだい児が在籍している保育園、学校、幼稚園等があるか

こどもを守る地域のネットワーク(関係機関ネットワーク)で親子を支えていきましょう

【児童福祉法第25条の2】

児童虐待の対応はこどもや家庭に係わる関係機関が密接に連携していくことが重要です。関係者間で情報交換と支援の協議を行うために要保護児童対策地域協議会が設置されています。関係機関が参加する個別ケース検討会議などを通して顔の見える関係を作り、連携して家庭を支援していきます。

